

# 多元的法体制考

— An Essay on Legal Pluralism —

徳永 賢治

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 国家法一元論神話の略史
- 3 多元的法体制論成立前史略
- 4 多元的法体制論の成立
- 5 おわりに

## 1 はじめに

筆者は、以前、多元的法体制（Legal Pluralism）について論じたことがある（徳永、1995）。しかし、その後学内行政の仕事に追わされて、この研究を進める時間的余裕がほとんどなかった。このたび、千葉正士氏が「多元的法体制」と題する簡潔でありながら密度の濃い論考（千葉、1999）を発表されたので、筆者も、千葉氏の御研究に刺激されまた学ばせていただきながら、自分なりに現在の時点で多元的法体制について考えていることをまとめることにした。

千葉氏は、多元的法体制という言葉は、法学界ではおよそ次の三つの意味で用いられているとされている。すなわち、(1)法には国家法と国家法以外の法があり、両者は社会のなかで併存していること、(2)法は、道徳・慣習その他の社会諸規範と不可分に関連していること、(3)一つの地域に異文

化の法が数種類併存していること、という三つの意味である。氏は、これらのうち(3)を、特に「多元的法体制」と呼び、この語は、1970年代以降に、非西欧諸国には国家法のほかに伝統的な固有法が別の規範として機能しているという事態を指示する用語として主に用いられている、と述べられる。

千葉氏は、(2)の問題は伝統的に法哲学の問題（特に「法と道徳」や「法の定義」の問題）であるとされ、「法」という語の用法を国家の行使する社会統制に限定するかどうかについてはこれまでに数え切れないほどの文献があると言われる。一定の社会統制を法と呼ぶかどうかの問題は、「法」という言葉の定義を広くとるか狭くとるかの言葉使いの問題でもある。誤解を避けるためにも、グリフィスは(2)を「多元的法体制（Legal Pluralism）」ではなく、「多元的規範体制（Normative Pluralism）」と呼ぶ方がいいと提案している（Dupret et al. eds., 1999, p.ix）。

千葉氏は、法は、(a)国内諸法、(b)国家法、(c)超国家法として、多元的に社会に存立していることを主張される（千葉 1999, 32頁）。このことは、筆者（徳永）の考えでは、「違反者に対して国家が制裁を課さない法も法である」ことを認めることに通じる。H. ケルゼンは法規範のピラミッド状の階層構造（実定法の排他的妥当性）を前提とする純粹法学を説いたが、多元的法体制を認めることは、ケルゼンのこの発想を修正ないし部分的に否定することにつながる<sup>1)</sup>。他方、多元的法体制を認めることは、国会が唯一最高の立法機関であると規定する日本国憲法第41条の伝統的意味を、社会科学的に見直すことにもつながる。なぜなら憲法は国民主権原理を前提とする以上、国会ではなく、主権者たる国民が法と呼ぶところのものが法であるはずだからである。多元的法体制においては、核となる中心的法概念（従来はそれは国家法であった）が法の世界をすべて支配するわけではないので、すべての法は権威を求めて正統な主張をすることができる。一つの地域に併存する複数の異文化の法は、全く同じ意味においてといふ

---

1) 国家法以外の法を「法」と認めるかどうかの認識問題と、国家法及び非国家法に対する服従義務の実践問題（これは政治的服従義務のない国家がありうるかどうかの認識問題も含む）とは、一応切り離して教えるべきである。なお、ケルゼン、1991年の530—563頁参照のこと。

わけではないが、事実上いずれも「法」であると言わざるを得ない。

## 2 国家法一元論神話の略史

中世以来の西欧法の歴史は、「法の支配」実現をめざしての漸次的な進化の歴史であった。中世の国王は、王位就任にあたり、法（人定法ばかりでなく神法、自然法、慣習法も含まれていた）の遵守を誓約し、自らを法に拘束させたのである。その後各地の慣習の成文法化、ローマ法の継承等を通して、中世の西欧大陸社会は、次第に国家による法または裁判管轄権の独占を許すようになった。法が統一されればされるほど、社会は民主化され、国家は文明化されるということになった。社会の近代化は、同時に国家による社会の一元化であることが自明視された。そして、フランスの人権宣言やアメリカの独立宣言にあるように、個人の自由・権利は国家によって保護されるべきであり、憲法は人権保障の体系であると考えられ、個人の人権の伸長と近代的立憲主義国家の確立とが結びついたのである。

では、西欧法史における国家法中心主義神話（「公式の国家法のみが法である」）は、どのようにして生じたのか。ルーランはそれを次のように考える<sup>2)</sup>。ローマ人は、被征服民に対して、ラテン語やローマの神々を、またローマ市民法の画一的全面受容を、押しつけなかった。ローマ人は、ローマ市民に対してはローマ市民法を、外国人に対しては自然法と外国法を折衷した万民法を、それぞれ適用した。人は、その法的な身分と能力に応じて、異なる法が適用されたのである<sup>3)</sup>。しかし、近代西欧の植民地開拓者達は、ローマ人とは逆に、支配する自分達の側の価値体系に反する現地の慣習を禁止し、しかもこの禁止を正当化する法概念と法学（植民地支

2) Rouland, 1994, pp.44–6

3) 「法律および慣習によって支配されるすべての国民は、一部はその特有の、一部は全人類に共通の法を用いる。なぜなら、或る国民自身が自分のために法として制定したものは、その国民に特有のもので、都市に特有の法として市民法と呼ばれ、これに反して自然の理が全人類の間に制定したものは、すべての国民にひとしく守られ、すべての民族の用いる法として万民法と呼ばれるからである。したがって、ローマ国民は、一部はその特有の、一部は全人類に共通の法を用いる。」（ガイウス『法学提要』船田享二訳、有斐閣、1967年、77頁）。

配に適合的な法学)<sup>4)</sup>を確立した。ローマ人は、全国の自由人が原則としてローマ市民となったカルカラ帝（212年の勅法）以後の元首政時代にあっても、国内私法を統一しなかった。ローマ人は、法進化主義者ではなかつたのである。

5世紀後半、西ローマが滅亡した後、移動してきたゲルマン人の王国が旧西ローマ帝国領内に出現した。それは属人的原理の法であって、各人は自分の属する部族の部族法に服した（属人法主義の時代）。その後ゲルマンの部族法が新たに定住した地域にしつかり根づき、封建制度が確立し始めると、多元的法体制が当然となった。なぜなら封建社会においては、軍役に基づく封建法、キリスト教に基づく教会法、主に商業に適用された卑俗法、そして国家形成の名の下に残余の法の包括をめざす王国法がそれぞれ妥当性を認められ、同一の法状況に異なる法規範が適用されたからである。例えば、教会法は婚姻を個人の同意の産物とみなしたが、封建法は個人の資格よりも親族の合意を重視した。それでも裁判管轄が重層的に複雑に入り組んだ多様な形をとっていたため、社会移動の少なかった中世においては、法体系間の抵触は深刻な問題とはならなかった。

ところで、封建制度は、土地を介して、人の支配が行なわれる制度である。人の身分（status）は、彼がどのような性質の土地についての物権（estate）を、どの位の期間保有するのかによって決められた。土地は、近代社会のように人が自由権をもつから絶対的に所有されるのではなく、人が有する地位に応じて相対的にしか保有されなかつたのである。人は土地に付属していたのであり、土地の境界を越えると、元の土地の出身者と

4) Sir. H. メイン（1822-88）は、『古代法』（1861年）において、未開社会から、最も進んだヴィクトリア朝イギリスに至るまで、法は、社会的身分に基づいた権利と責任の社会（家族）から、個人間の合意に基づいた契約社会へと、すなわち「身分から契約へ」と進化すると、進化論的法人類学を主張した。彼によれば、初め法は神がこの世の支配者を通して人々に与え賜うたもの（例えば、モーセと十戒）と考えられたが、次に法は慣習と同一視され、最後に法は社会・国家契約を通して人工的に作られた独立した存在となつた。彼は人類社会を矛盾なき統一体と考え、どの社会においても「身分から契約へ」進化する法の法則は妥当だと考えた。彼のこの法思想は、19世紀後半の法学に大きな影響力を及ぼした。

5) 封主の封臣に対する司法権（jurisdiction）は、領主が土地に対してもつ私権と考えられていた。

いえども他所の土地の上に権利や権力を行使することは困難であった<sup>5)</sup>。ここから法とは、一定の土地に居住する一切の人及び物を支配する規範であるという属地法的考えが芽生え始めた。

13世紀以降、属人法と属地法とを折衷する区別法主義、すなわち法律関係の種類により適用すべき法律を変えるべきであると主張する説が現われた。王国の主権は、一時的滞在者であれ永住外国人であれ領土内の全人民に及ぶという属地法主義が原則となるが、個人の身分に関わる法については属人法を適用して、その個人が行くところにはその個人の属する本国の法律を適用すべきであるというのである<sup>6)</sup>。

中世から近代になると、主権国家は、法の下での市民すべての平等を宣言し、ギルドや封建的身分に伴う諸特権を廃止した。ナポレオンは、フランス統一の民法典を作るため、1800年地方の慣習法上の特殊性の実態調査を法学者に命じ、4年後の1804年、ナポレオン法典を完成させた。この法典は、一つの国家社会が同一の法に服することのシンボルとなり、法は主権者の立法の産物となった。こうして、①社会にはその全員の行動を統制する一つの法体系が存在すること、②社会の中の部分社会は法的に独立した地位をもたず、中央集権的統一政府のない社会には法がないこと、が信じられるようになった。国民全てにとって一つの法体系が国民全ての後見役としての国家とともににある（one system of law for all, with the state as guardian）〔またるべきである〕という国家法中心主義的神話<sup>7)</sup>が確立したのである。

### 3 多元的法体制論成立前史略

#### 1930年代以降、西欧においては国家法中心主義神話に疑いがもたれるよ

6) 何が属人法であるかについては、人の身分、能力をその人の国籍によって決定する国籍主義（or 本国法主義）と、人の身分、能力をその人の住所によって決定する住所主義（or 住所地法主義）がある。前者の国籍主義においては、今日の国際私法においてもなお出生による国籍の取得につき、生地主義と血統主義の対立が残存している。

7) 近代法の神話的性格については、Fitzpatrick, P., *The Mythology of Modern Law*, Routledge, 1992が詳しい。

うになった。人類学者の調査は、この神話に反する証拠となる多くの事例を、明らかにした。B.K.マリノフスキイ（1884－1942）は、一つの社会内部に複数の法体系が相互作用することがありうることを認め、後の多元的法体制論への扉を開いた。

マリノフスキイは、メインの進化論的な人類学をとりあげ、メインが未開社会における統治と社会統制の本質を誤解していたと批判した。トリブリーアンド島を調査したマリノフスキイは、『未開社会における犯罪と慣習』（1926年）において<sup>8)</sup>、島民の法の文化的意義を解明し、その合理性を評価した。彼は、島民の間には、制裁を伴う慣習（すなわち民事法規範と刑事法規範）<sup>9)</sup>とそうでない無関心で中立的な慣習があることを解明し、「法」は、権利・義務関係を定めた規範であって、破られた場合、紛争処理を期待された者がこれに介入する蓋然性をもつ規範であると述べた。

E. エールリッヒ（1862－1922）は、『法社会学の基礎理論』（1913年）において<sup>10)</sup>、国家法としての裁判規範でなく、人々の日常的行為を規律する「生ける法」こそが国家法たる裁判規範に対する基礎的法形態であると主張した。この第一次的規範たる「生ける法」は、その効力を国家による強制に裏付けされる必要のない規範である。「生ける法」の実効性は、社会的諸団体の集団感情、規範逸脱に対する憤激感情に求められる。「生ける法」の成立基盤となる、社会生活における一定の事実状態の諸類型（慣行、占有、意思表示、支配服従関係）を、彼は「法の諸事実」と呼んだ。

エールリッヒは、社会の一般成員間での個々の争いを解決するために、裁判機関が用いる一般的規準を、「裁判規範」と呼んだ。それは、明確性、

8) 青山道夫訳『未開社会における犯罪と慣習』新泉社、1967年

9) 民事法規範は「一団の拘束的義務から成立するものであり、しかして、それは一方からは権利とみなされ、他方からは義務と認められ、しかもまた、かれらの社会構造に固有な相互主義〔reciprocity〕と公共性〔publicity〕の特殊の機構によって実施されている」（マリノフスキイ前掲訳書56頁、但し〔 〕は筆者の挿入したもの）のに対し、刑事法規範は、外婚制違反、殺人、窃盗、姦通、首長への侮辱等の犯罪を犯した犯人につきつけられた恥辱・嘲笑、同害報復（talion）、殺人賠償金（lula）、血讐等の刑罰から成る（同書、100～102頁）。

10) 『法社会学の基礎理論』、川上倫逸、フーブリヒト共訳、みすず書房、1984年、105－7頁、161頁、380頁。

11) 『法社会学』、世良晃志郎訳、創文社、6頁、21頁。

規範安定性、実効性を保障する制裁等の点で、それらを持たないかまたは持っていてもインフォーマルである「生ける法」から形式的に区別される。エールリッヒは、さらに「普遍的に妥当するものとして、制定法や法律書の中で権威的な仕方で宣言された法規」のことを「法命題」と呼んだ。これは一般的・抽象的・体系的な規定であること、個々の社会団体や具体的な事実を超えて、普遍的に妥当することを主張する点で、「裁判規範」から区別される。

エールリッヒは、法秩序を生ける法、裁判規範、法命題という三種類の規範から成るものと考え、伝統的法律学が、①法が国家に由来すること、②国家法が裁判所その他官庁の決定の基盤であること、③国家法が公機関の決定に伴う法的強制の基礎となること、に固執して来たことを批判した。

M. ウェーバー（1864–1920）は、社会的行為が当事者達から正当な秩序であるという観念によって方向づけられ、この秩序が、秩序の遵守の強制や違反に懲罰を加えるために特に備えられた人間のスタッフの行為による心理的もしくは物理的強制のチャンスによって、秩序の実効性が外的に保証されているとき、この秩序を「法（Recht）」と呼んだ。彼の「強制」は、物理的強制のみならず心理的強制をも含むので、その「法」概念には、國家の強制装置によって保証されたものだけでなく、非国家法すなわち社会内部の諸々の団体の法も含まれることになる。

ウェーバーは、「法」が、道徳や宗教と異なり外面向的な規範でありまた集団の構成員による非難によって保証される慣習とも異なり一定の法曹からなる強制装置によって保証されるチャンスを備えている場合に成立し、このような「法」が法の合理性を増大させ近代の「合理性支配」を生み出したとする点で、国家法中心主義的神話を法社会学の立場から批判したと言えよう。

G. ギュルヴィッチ（1894–1965）は、実定法源の多元性を主張し、社

---

12) 「規範的事実」においては、法の発生と法による構成とが一致するのであり、ここでは社会集団、例えば法曹集団は、同一の行為において法を生む一方、他方では最初はそれ自身の法的規制によって統制されている。（G. ギュルヴィッチ『法社会学』、潮見俊隆、寿里茂訳、日本評論社、216–217頁）。

会の中には数えきれないほど多くの法の生成の場（＝自律的法の故郷）があり、国家法もこれら「規範的事実（normative facts）」<sup>12)</sup>のうちの一つに過ぎないことを述べた。彼は、法を、国家法、個人主義的・部分社会法、社会法（自律的な配分的正義を志向する法）の三つに分類し、「法とは、あたえられた社会的環境において、正義の理念（すなわち、ある社会構造のなかに具現する相争う精神的価値の前提的かつ本質的に可変的な調和）を権利と義務の限定的関連にもとづく多辯的な命令＝帰属性規制をつうじて実現しようとする企図をあらわすものである」と定義した<sup>13)</sup>。

以上のように、国家法中心主義神話に対する法学における批判は、人類学者マリノフスキーのほか、法社会学者のエールリッヒ、ウェーバー、ギュルヴィッヂらが遂行したのであるが、彼らのほかにも、20世紀初め、インドネシアの植民地を研究していたオランダの社会学者達（Adat Law School）は、地方の共同体と社会の公式の一般規範秩序との間に一定の相互作用があることを指摘し、それを表現するために法の「多元性」の語を用いた。しかしルーランによれば、この語の用法は、インドネシアを侵略したヨーロッパ人が創造した多人種社会の内部組織（＝混合組織）の分析（すなわち「一つの社会内部で任意に結合する下位集団は、自分達の法を創造すること」の指摘）のみに用いられており、限定された用法にすぎなかつた<sup>14)</sup>。

20世紀初頭、西欧の法学は、概念法学から自由法論へ、自由法論から法社会学へと発展した（アメリカにおいては、法学は、機械法学→社会学的法学→リアリズム法学へと発展した）。その後法の構造機能的研究が出現したが、ルーランによれば<sup>15)</sup>、1970年代以後、それまでの法人類学的法の研究と、法社会学的法の研究は重なり合うようになり、行為規範を中心とする法の研究から、手続中心（すなわち紛争が解決され規範が形成される紛争過程）の法の研究へと重点がシフトした。

---

13) ギュルヴィッヂ、前掲訳書、61－2頁、213－227頁。

14) Rouland, 1994, p.47

15) ibid., pp. 49－50

#### 4 多元的法体制論の成立<sup>16)</sup>

1972年、ベルギーのジリサン（John Gilissen）は論文集『多元的法体制』（La Pluralisme Juridique）を編集・公刊した。このなかでファンデルリンデン（Jacques Vanderlinden）は、成年者の婚姻と婚姻適格をもつ未成年者との婚姻、連邦法と州法、教会法と国家法等のように、「同一の状況にあてはまる異なる法機構が特定の社会の内部に存在すること」を、多元的法体制と定義した<sup>17)</sup>。

タンザニアのチャガ族を研究したムーア（Sally F. Moore）は、1973年に、同一社会に併存する多数の規範体系の存在に注目し、「準自律的社会集団（semi-autonomous social field）」すなわち「ルールを生成しルールを強制ないしルールへの服従を勧誘する、一連の手続を備えた集団（SASF）」の重要性を明らかにした<sup>18)</sup>。タンザニアには、国家法は存在するものの、アフリカ人はアフリカ人の慣習法に従い、ヨーロッパ人はヨーロッパからの継受法に従っているという現実がある（これは国家法秩序が安定的に維持されているなかでの、内的抵触法論である）。他方アフリカには、国家法と、この国家からの分離独立をめざす人々の規範秩序とがからうじて併存しているという現実もある（これは国家法秩序の崩壊に通じる外的抵触法論である）<sup>19)</sup>。このような状況下にあるアフリカの多元的法体制の現実を理解するためには、SASFの研究は特に重要なことを、ムーアは主張した。

東南アジアの法を中心として、西欧法の移植、継受から生じる多元的法体制の研究を進めたフーカー（Hooker. M.B.）は、1975年に著書『多元的法体制』（Legal Pluralism）を発表し、「二つまたはそれ以上の法が相

16) 本章は Woodman, 1999 に多くを負っている。

17) Vanderlinden, J., 1972, p.19

18) Moore, 1973, p.720

19) 「内的抵触法（the law of “internal conflict of laws”）」の語は Woodman, 1999, 9 頁からの孫引き（彼はこの言葉を Antony Allott から借用している）であるが、「外的抵触法（the law of “external conflict of laws”）」の語は徳永の造語である。

20) Hooker, M. B., 1975, p. 6

互作用する状況」を多元的法体制と呼んだ<sup>20)</sup>。

グリフィス（Griffiths, J.）は、1986年に、どんな社会にも多元的法体制はみられるとし、「任意の社会集団が、二つ以上の法秩序を同時に遂行する場合に生じる事態」を「多元的法体制」と定義した<sup>21)</sup>。彼は、それまでの多元的法体制論を、「弱い意味での多元的法体制」（すなわち根本規範の承認により、所与の法体系の枠内での規範の自律的領域を認める多元論）と「記述的意味での多元的法体制」（すなわち強い意味での多元的法体制論であって、国家法と非国家法とはそれぞれ別の正統性原理に基づいて同一社会において妥当すると考える）に区分し、ジリサーン、ファンデルリンデン、フーカーらの多元論は前者に、エールリッヒ、ムーアらの多元論は後者に含まれると述べた。

ウッドマン（Woodman, G. R.）は、1999年、法の継受は、弱い意味の多元的法体制を伴うこともあれば、強い意味の多元的法体制を伴うこともあることを述べた。イギリスの植民地であったアフリカの国々のなかには、裁判所が、継受したイギリス法（コモン・ロー）及び先住民の法と慣習の両方を適用するか、それとも先住民の慣習法を適用するか、を求められることがある。この場合、法の継受は弱い意味の多元的法体制を伴っている。他方、先住民の法と慣習の名の下に国家裁判所が適用した規範秩序（法律家の慣習法）と、法廷外で慣行として遵守され続けて来た慣習法（社会学者の慣習法）との間で、国家裁判所が適用した規範秩序を支持する人々と先住民の法を支持する人々がそれぞれ自分の慣習法の正統性を主張し合い、互いに相手の法を認めないことがある。この場合法の継受は強い意味の多元的法体制を伴っている<sup>22)</sup>。

ウッドマンは、多元的法体制が問題になる法の場面の一つとして、宗教法をとりあげ、論じている<sup>23)</sup>。信者の視点からすると、宗教法の権威はその宗教の神的起源に由来する。他の型の法と異なり、宗教法は、その存在

21) Griffiths, J., "What is Legal Pluralism?" in JLPUL, №24, 1986, pp.1-55,  
特にp.2

22) Woodman, 1999, p.19

23) ibid., pp.15-6

を、それが観察される事実に依存しない。他方、法の社会科学の立場からすると、法は経験的に観察可能な現象であって、信仰の妥当性については関与しない。しかも社会科学は、自らの視点が他の視点に優越することを主張することはできないので、科学的視点からすると、法が存在するのは事実上法が社会的遵守を受けるときである。規範が人々に一定の行動を行なうよう特定化するが故に、行為が遵守されるのである。宗教法は一定の仕方で行動するようにとの宗教的責務をもつと人々が確信するが故に遵守されるのに対し、慣習法が遵守されるのは多くの人々が長期にわたって規範を受け入れて来たことが理由になっている。こうして、社会のなかに宗教法と世俗法が併存する場合、多元的法体制の問題が出現することになる。

## 5 おわりに

伝統的正統法学は、法を国家法と同一視し法の世界には国家法以外の法は存在せず、法体系の中央集権的階層構造の排他的妥当性を前提にした法的世界觀に基づいて構築されている。しかし、法の現実は複雑である。「多元的法体制」という法の分析的道具概念は、広範で複雑・多様な法現象を、より実際に則して理解したり、一定の政策的視点から評価するのに役立つと思われる。

国家制定法という標準レンズだけで複雑な法的世界を観るのではなく、それに加えて広角レンズや望遠レンズも使って法的世界を観ることを提案する多元的法体制論は、これからもその法哲学的基礎づけを始め、多角的な視点から一層の研究を必要とする法学の新しい一分野であると言えよう<sup>24)</sup>。

---

24) 矢崎光圀氏は、約300頁近い近著（矢崎200年）の第8章の終わりのところ（283—8頁）で、M. マコーミック、W. エワルド、千葉正士らの多元的法体制について触れ、「…多元的法体制が脚光を浴びマークされておかしくはない。中身があるのだから」（288頁）と述べておられる。なお関心のある方は、近刊予定の拙稿「転換期の国家法一元論」（沖縄国際大学公開講座委員会編、発行、『転換期の法と政治』、2000年、所収）を参照されたい。

【参照文献】

- ケルゼン, ハンス 1991. 『法と国家の一般理論』尾吹善人訳, 木鐸社,
- 千葉 正士 1999. 「多元的法体制」(『社会科学ジャーナル』第43号, 25-34頁所収),
- 徳永 賢治 1995. 「現代法哲学における legal pluralism の意義」(『沖縄法学』第24号, 1 - 32頁)。
- 矢崎 光圀 2000. 『法哲学』青林書院,
- Allott A. N. and Woodman G. R. eds., 1986. People's Law and State Law : The Bellagio Papers, Foris
- Brian, Z. T., 1993. "The Folly of the 'Social Scientific' Concept of Legal Pluralism" in JLS, Vol.20. No.2, pp192-236
- Dupret, B., Berger, M, and Laila al-Zwaini eds, 1999. Legal Pluralism in the Arab World, Kluwer Law International (本文では, Dupret et al. eds., 1999 として引用した。)
- Gilissen, J., ed., 1972. Le Pluralisme juridique, Universite Libre de Bruxelles,
- Hooker, M, B., 1975. Legal Pluralism : An Introduction to Colonial and Neo-Colonial Laws, Clarendon Press.
- Moore S., F., 1973. "Law and Social Change : The Semi-Autonomous Social Field As an Appropriate Subject of Study" in LSR, No.7, pp.719-746
- Rouland, N., 1994. Legal Anthropology, trans by Planel P.n, Stanford Univ. Pr. orig. Anthropologie juridique, P.U.F.1988 (本文では, 英訳本から引用した). 1994,
- Vanderlinden J., 1972. "Le pluralisme juridique : Essai de synthese" in Gilissen, J, 1972
- Woodman, G., R, 1999. "The Idea of Legal Pluralism" in Dupret et al eds., 1999, pp3 - 20